船員の最低賃金

内航鋼船運航業及び木船運航業 平成27年3月31日現在 決定者 国土交通大臣 北陸信越運輸局長 分 年 平成26年7月2日 平成26年8月20日 諮 問 月 日 申 年 日 平成26年10月9日 平成27年1月30日 平成27年3月20日 平成26年11月20日 公 示 日 平成26年12月20日 平成27年4月19日 発 生 効 年 日 用 す 地 域 玉 北陸信越運輸局管内 適 全

①沿海100トン未満の鋼船の乗組員 沿海100トン以上の鋼船の乗組員 ②平水の鋼船の乗組員 適 用す る 船 員 ③木船の乗組員 243,350 243,350 職員A 226,900 226,900 最低賃金額 В 職 員 (月額、円) 部員 Α 184,750 184,000 174,700 部員B 175,450

(注)1. 職員Aは職員B以外の船員、職員Bは特定の船舶職員養成施設を修了した若年船員(職員Bは平成8年度に新設)

(注)2. 部員Aは経験3年以上、部員Bは経験3年未満

海上旅客運送業

海上派日廷之朱	Ì	决定者	国土交通大臣	北陸信越運輸局長
区分				1. 怪 IE 悠 建 鞩 问 艾
諮 問 年	月	日	平成26年7月2日	平成26年8月20日
答 申 年	月	日	平成26年10月9日	平成27年1月30日
決 定 公 示	年 月	H	平成26年11月20日	平成27年3月20日
効 力 発 生	年 月	П	平成26年12月20日	平成27年4月19日
適用す	る地	域	全国	北陸信越運輸局管内
適用す	る船	10	①遠洋・近海区域の旅客船の乗組員	①平水区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン未満の旅客船の乗組員
適用す	る船	員	②沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水 区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復でき る区域に限定されている旅客船を除く。)	③沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船に限る。)
最低賃金額	職	員	240,250 (186,150)	239,300
(月額、円)	部	員	179,000	172,700

(注)〔)内は事務部職員

漁業(遠洋まぐろ漁業及び大型いかつり漁業)

	分		决定者	国 土 交	通 大 臣
	漁	種		遠洋まぐろ漁業	大型いかつり漁業
諮	問 年	月	日	平成26年7月2日	平成26年7月2日
答	申 年	月	日	平成26年10月9日	平成26年10月9日
決	定公示	年 月	H	平成26年11月20日	平成26年11月20日
効	力 発 生	年 月	B	平成26年12月20日	平成26年12月20日
適	用す	る地	域	全	玉
適	用す	る船	畑	遠洋まぐろ漁業のうち、うきはえなわを使用して、ま ぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁船の 乗組員	総トン数200トン以上の動力漁船により、つりによっていかをとることを目的とする漁船の乗組員
最低質	賃金額 (月額、円)	一人歩	船員	199,300	203,300

海娄(油合底がき網海娄及が十九刑まき網海娄)

_馮美、沖合医いざ網漁美及い人中型まざ網漁美/				
決定者 区 分		北 陸 信 越 運 輸 局 長		
漁種		沖 合 底 びき 網 漁 業	大 中 型 まき 網 漁 業	
諮 問 年 月	П	平成26年8月20日	平成26年8月20日	
答 申 年 月	П	平成27年1月30日	平成27年1月30日	
決 定 公 示 年 月	П	平成27年3月20日	平成27年3月20日	
効 力 発 生 年 月	日	平成27年4月19日	平成27年4月19日	
適用する地	域	北陸信越	運輸局管内	
適用する船	員	沖合底びき網漁業に従事する漁船の乗組員	大中型まき網漁業に従事する漁船の乗組員	
最低賃金額 一人步 (月額、円)	₹船員	196,200	196,200	

※ 北陸信越運輸局 海事部